

国 地 契 第 9 号  
国 官 技 第 5 4 号  
国 営 計 第 3 0 号  
平成 1 5 年 5 月 2 3 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長  
企 画 部 長     あ て  
営 繕 部 長

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 地 方 課 長  
技 術 調 査 課 長  
営 繕 計 画 課 長

「公募型指名競争入札方式の手続について」の一部改正について

「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

また、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）別紙「〇〇競争契約入札心得」第4条の2に記された入札の辞退の自由について、引き続き周知徹底を図られたい。

記

記7中「6（3）」を「7（3）」に改め、記6から記8までを1ずつ繰り下げ、記5の次に次を加える。

「6 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとし、技術資料収集に係る掲示及び指名通知書にその旨記載する。

工事費内訳書の様式は自由とするが、最低限、数量、単価、金額等が記載されたものとする。」

附則

本通達は平成15年6月1日以降技術資料収集に係る掲示を行う工事より適用する。